2025年度
第1回業務委員会
資料№1-1

2025/5/9

2024年度事業報告（業務関連）案

1. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

(1) ガス事業法における手続等の周知・徹底（特にガス小売供給約款変更時）

① 各支部開催の業務講習会等に計８回出席し、「約款の変更」等について講習を行った。

② 上記①の講習の影響か、やや減少した料金改定に伴う手続きに関する問い合わせには、需要家に分かり易い法第14条・第15条の実施をお願いし、対応した。

③ 液化石油ガス法の省令改正に伴い、コミュニティーガス団地における三部料金制導入の要否につき問い合わせがあったが、コミュニティーガスの料金制度では設備料金は発生しない旨説明し、システム上請求書及び領収書に設備料金の欄が表示される場合には、記載しない又は“０”を記載するよう指導した。

④ 液石法の省令改正に伴い、ガス事業法適用であれば無償貸与等が可能であるのではとの問い合わせもあり、ガス市場整備室から発信された「ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について（周知）」に合わせ、同様のタイトルで会員事業者に会長名で注意文書を発信した。

⑤ 上記以外にも種々の問い合わせに対応し、業務部報告として業務委員会に主な質問と回答につき説明した。この資料は業務委員会資料として各支部で共有されている。

⑥ 2024年度中に発表された電力・ガス取引監視等委員会の「特別な事後監視」において、「合理的でない値上げ」を指摘された事業者はなかった。

⑦ 2024年度も地方創生臨時交付金によるガス料金負担軽減対策が実施されたが、特に会員事業者からの問い合わせはなく、順調に進められていると推察される。実施に当たっては、経過措置団地では特別供給条件の認可申請を、自由化団地では法第14・15条の遵守をお願いする。

(2)　経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

①　スマートメーターの普及に伴い検針票の電子化が進み、メール等での通知を基本とし、紙の検針票または請求書を希望する需要家には有料で郵送する事業者が現れている。コミュニティーガスの場合、自由化団地では需要家の合意（法第１４条・１５条の実施）を前提に認められると考える。しかし経過措置団地においては料金算定に検針及び通知に関する労務費他の費用が算入されているため、有料での送付には問題がある。この件に関する問合わせにも対応した。

②　「標準係数」の改定が２０２６年度に行われる予定だが、これに備え２月に料金制度検討WGを開催した。新型コロナ対策の期間を挟み５年ぶりの開催となったためメンバーのほぼ半数が入れ替わっていたため、料金算定にかかわる法令・考え方を確認した。またこれを踏まえ現在採用している簡略化した算定資料作成方法について説明し理解を得た。

(3)　Ｑ＆Ａ（業務編）及び申請書・届出書記載例（業務編）のフォロー

①　Ｑ＆Ａについては、２０２４年度中の発刊を予定していたが、全国版とすべく意見の調整を行ったこと及び挿入図の調整に手間取り、結果として発刊は２０２５年度にずれ込んでしまった。

②　申請書・届出書記載例（業務編）について、今のところ修正が必要な法改正はなく、また訂正すべきとのご指摘も受けていない。

2.　CN時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

①　９月及び３月に開催されたグリーンＬＰガス推進官民検討会にオブザーバー参加し、概要を業務委員会に報告した。

②　福島県南相馬市におけるコミュニティーガスへの水素混焼実験の進捗状況については、事業者間でなお検討中とのこと。

③　都市ガスの事例ではあるが、マンションへのエネファーム設置によるJ-クレジット活用事例について報告した。

3.　経営基盤の強化

(1)　コミュニティーガスの認知度向上

①　今年度もプレハブ建築協会を訪問し、新たに着任された専務理事にコミュニティーガス事業について説明した。

②　液石専業事業者に向けたアプローチは「Ｑ＆Ａ」の完成を受けて取り進める予定です。

③　需要家に対する認知度向上施策は、当初クイズキャンペーンの実施を目論んでいたが、費用対効果の観点から断念し、過去３年間に作成した認知度向上ポスターを協会ＨＰ上で会員向けに公開した。会員事業者であれば自由に使用できるので、是非活用いただきたい。

(2)　コミュニティーガスの需要促進

①　コラボ（日本ガス体エネルギー普及促進協議会）・コジェネ財団燃料電池室等から得た機器に関する各種情報は、入手次第協会ＨＰに掲載することに努めた。

②　賃貸住宅対するエコジョーズ補助金の交付に合わせ、コラボでエコジョーズ販促WGをスタートさせた。その後、日本ガス石油機器工業会とも協力し、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の応援を得て、賃貸住宅のオーナー・管理会社・入居者に行動変容を促すべく、地方自治体におけるエコジョーズドレンの雨水化やオーナー・管理会社向けの講習会の実施等に取り組んでいる。

以　上

2025年度
第1回業務委員会
資料№1-2

2024年度業務部報告

1. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

2. CN時代に向けたコミュニティーガスの
 在り方に関係する情報の収集及び紹介

3. 経営基盤の強化

（一社）日本コミュニティーガス協会

１．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（１）ガス事業法における手続等の周知・徹底

（特にガス小売供給約款変更時）

ガス事業法改正後７年が経過したが、法第１４条（供給条件の説明及び書面の交付）及び第１５条（供給契約締結後の書面交付）につき、理解に不安がある事業者が散見される。ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安等による諸物価の高騰等により、料金改定を行う場合には、第１４条及び第１５条の適切な実施が必要となるため、講習会等で再度注意喚起するほか、個別の相談にも応じていく。

支部講習会等

本年度、業務部がリアル・Webにて参加予定している支部講習会

- ６月６日　　東海支部　　約款の変更　篠宮
- １１月１２日　北海道支部　液石法省令改正を受けて　鈴木
- １１月１３日　沖縄支部　　約款の変更　篠宮
- １２月１３日　四国支部　　約款の変更　鈴木
- １月３０・３１日　中国支部　　約款の変更　鈴木
- ２月１８日　　九州支部　　Ｑ＆Ａの紹介　鈴木
- ２月１８日　　東海支部　　Ｑ＆Ａの紹介　篠宮

＊講習内容は、「ガス小売契約（約款）の変更」について　「Ｑ＆Ａ」発刊された場合は、「Ｑ＆Ａ」優先

自由化団地に関する相談対応①

1. **新規社宅に供給するが供給設備を施主に無償貸与して良いか？設備費はガス料金として入居者から徴収する。**

 ⇒ 入居者のガス料金に設備費を上乗せすることは認められず、**無償貸与を行うべきではない。**

 ガス小売事業者は設備費を施主に請求し、入居者には設備費を含まないガス料金のみを請求する。設備費は施主が社宅料として回収すればよい。

2. **ガス工事の設計ミスから施主に不要な工事費を負担させた。工事費の負担に変えて、施主が運営する食堂のガス料金を無料として良いか？返済には2年程度必要と思われる。**

 ⇒ ガス事業法の問題ではなく、社内問題と思われる。ガス料金は正しく請求し、負担すべき工事費の金額・支払方法は別途決めるべき。

3. **ガス代金をコンビニ払込票にてお支払いしていただいているお客様について、コンビニ払込票発行手数料を頂くように変更しようかと考えている。**

 ⇒ 約款の変更は必要（行政への届出不要）。14条・15条の説明と書面交付も必須。

自由化団地に関する相談対応②

4．コミュニティーガス団地の定期報告書の一覧及び申請書・届出書の記入例が欲しい。

⇒　定期的な報告書類については、協会HP⇒「会員情報」⇒「資料ダウンロード」の「2021.02.10」を確認してください。申請書・届出書の記入例は2023年3月に発刊しているので所属支部事務局に確認して頂きたい。

5．保証金について、預かり期間の変更、利息を付けない等の変更は可能か。

⇒　お客様の不利となることもあり、法第14条・15条で丁寧な説明が必要となる。

6．（共通）コミュガスの料金体系は全国一律か？あるいは同じ地域でも高い安いがあるのか？

⇒ 従来は規則に従って料金算定を行っていたが、それでも団地の建設時期や規模により料金は異なっていた。現在は料金が自由化されており、さらにバリエーションが増えている。

7．CIFリンクで原料費調整を行っているが、内航運賃上昇分を値上げしても良いか？

⇒ 料金は充填所又は団地の貯槽到着価格をベースに計算されています。
料金算定をやり直せば当然加味されますので、仕組みを理解して料金を算定しなおすことを検討して下さい。

自由化団地に関する相談対応③

8. 液石法の省令改正により、コミュガスでも三部料金制を導入すべきか？

⇒ 液石法とガス事業法は異なる法律であり、直接影響されることはない。ガス事業法が適用されるコミュガスの料金が自由化され、一方で液石法が省令改正されたことにより、コミュガスで設備の無償貸与等ができないか期待する向きもあるが、コミュガスのガス小売供給約款では、配管費用は需要家負担と明記しており、このルールは堅持されているものと理解している。 したがって、三部料金制にしても設備費用に該当する金額はないはずです。ガス器具等を貸与する場合には別途契約が必要です。

9. 料金改定の際の書面交付の回数と改定スケジュール

⇒ Q&A#36（添付）をベースに回答

10. 検針日を変更したいが、日割り計算は必要か？

⇒ 約款の定めに従い、日割り計算不要の範囲で変更することを勧める。併せて料金支払期日を変更する場合には14条15条の確実な実施と丁寧な説明が必要となる。

自由化団地に関する相談対応④

11. **１棟70戸以上の集合住宅において、需要家を分割し、70戸未満になるよう、複数の事業者でガスを供給する場合はガス事業法違反となるか？**

 ⇒ ガス事業法違反とはならないが、限りなく脱法行為に近い。また料金の適正さや故対応に問題が発生しかねない。協会としてはお薦めできない

12. **再三ガスの閉開栓を要望する需要家がいる。どのように対処すべきか？**

 ⇒ 約款を改定して、需要家の要望による開閉栓及び料金未払による開閉栓については有料化することを勧める。事案は別送同様の利用頻度であり、基本料金の日割りも行わなず、開栓時には器具方法もある。

13. **周知文書（ガスとなかよく、ガス使用についてのご案内）のベトナム語バージョンはあるか？**

 ⇒ 協会では日本語バージョンのみ提供している。

14. **LPWA設置を機に請求書(検針明細票)の有料化を検討しています。供給約款料金の場合、約款の変更を行えば請求書の有料化(供給約款料金に加算)することは可能でしょうか？選択料金約款のみ有料化することは可能でしょうか？また、経過措置料金規制の解除の有無で変わってきますか？**

自由化団地に関する相談対応⑤

⇒ 経過措置団地

請求書等の有料化は、料金改定に該当いたします。約款変更が必要となります。

「指定旧供給地点小売約款料金算定規則」の標準係数の「その他経費」に検針・調定・集金の各業務が含まれています。

LPWAにすることは事業者が業務を効率化させるために導入しております。全てではありませんが検針業務の削減と、払込みしていただくことによる集金業務の削減も考えられます。料金算定についても、メーター等の費用のプラスと他の費用のマイナスが出ますので、そこを明確にしないとなりません。ハードルが高くなるところです。

⇒自由化団地

14条15条お客様への説明と書面交付を行い「ガス小売供給約款」の改定を行えば可能です。この場合、約款変更を行政に届ける必要はありません。

⇒自由料金（旧選択約款料金・大口料金）

自由化団地同様となります。自由料金の場合は請求書を依頼されるケースが多いと思いますので良いと思います。

自由化団地に関する相談対応⑥

15. **本省・関東経済産業局から「一の団地」について長期間申請のしていない団地が見つかった。行政でも判断しにくい例なので相談したい。**

⇒2月19日 関東局ガス事業課にて打合せ（篠宮参加）。

集合住宅団地と混合団地の3団地あり、共にホテルとコンドミニアム方式のがあり複数メーターでの一需要場所に該当する例があった。

16. **液石法の省令改正により、料金の内訳を「基本料金」「従量料金」「設備料金」に分けて記載することになり、請求書のフォームを改定した。コミュニテイーガス団地の需要家にも同じ様式になるが、「設備料金」の欄には何を記載すればよいか？**

⇒ コミュニテイーガス団地においては、導管の費用は基本料金に含まれており、また灯内外管・灯内内管等はお客様の負担となっている。したがって「設備料金」の欄に記載すべきものはないが、請求書のフォームが一律で何か記載した方が良い場合は、「―」または「0（零）」を記載することとなる。

自由化団地に関する相談対応⑦

17. お客様の会社が統合したところ、隣り合った地区の40戸と30戸の導管供給があった。供給設備は別々なので、簡易ガスにはならないと判断しているが、正しいか？

⇒ コミュニティーガスかどうかの判断で供給設備の数は問いません。導管供給の種類、住居表示の実施の有無等、確認すべき事項があるので、具体的に相談して頂きたい。

18. モデル約款の「17. 計量の単位の確認」

⑴ 使用量の単位は、立方メートルといたします。

⑵ 検針の際の小数点第2位以下の端数は読みません。

こちらの⑵を「小数点第１位以下」、整数での計量とすることに何か不都合はありますでしょうか？

⇒ お客様への案内（法14条15条）を行うことで都市ガス同様に「小数点第１位以下の端数は読みません」として問題ありません。約款も変更して店頭に掲示しておけばよい。自由化団地の場合は、変更した約款を行政に届出する必要はありません。

自由化団地に関する相談対応⑧

19. 三部料金制が始まるがガス小売供給約款の改定等、コミュニティーガスでも対応が必要ですか？

⇒ 液石法の省令改正は、ガス事業法が適用されているコミュニティーガスには影響しません。コミュニティーガスでは設備料金は発生しません。

液石販売に合わせ請求書等の仕様変更により、設備料金の欄があり記載が必要な場合には「―」または「0（零）」を記入してください。

20. 供給計画届出書の提出方法はメールでも良いですか？

⇒ 供給計画の提出方法には、電ガNet・メール・郵送・持参がある。当局は電ガNetの利用を推奨している。

21. 払込票による料金の支払について、発行手数料の有料化を検討している。経過措置団地と自由化団地の双方があるが、注意点は？

⇒ 経過措置団地の料金は標準係数で算定されており、請求書発行費用等は料金に織り込み済みと考えられる。非常にハードルは高いが、実施を検討するのであれば一度管轄経済産業局に相談されたい。

自由化団地ではガス小売供給約款を改定することにより有料化は可能。法第14条第15条を確実に行って頂きたい。

自由化団地に関する相談対応⑨

22. **自由化団地における地点減は可能か。可能な場合の手続き方法は？　団地内で新築を予定しているお客様からシリンダー供給を要望されている。この場合の対応はどのようにしたらよいか？**

⇒ 地点減は可能。「申請書届出書記載例」にモデルがあるので参考にしていただきたい。シリンダー供給を予定している場合、コミガスでの供給でお勧めするのがよいが、お客様の要望であれば地点は減少させておいた方が良い。

23. **約款に「承諾工事人に工事を依頼した場合には当社は関与しない」とあるがどういうことか？**

⇒ 「承諾工事人」の工事範囲は限定されています。また、工事費等の条件、補修が必要となった時あるいは損害が発生した場合の対応は承諾工事人と需要家の協議により解決することとなっています。

1．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（２）経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

ガス事業法改正後、自由化団地の比率増あるいは担当者の交代等により、経過措置団地での対応と自由化団地における対応が混乱している例が見受けられる。特に供給地点が増加する際の取扱いは異なるので、注意を促していく。

経過措置団地に関する相談対応

5月29日　ブレインジェネシス来社　BJ社　標準係数の改定に対応できない
6月11日　BJ来社　　BJ社　メンテナンス契約は今年で解約したい。
⇒(協)　少なくとも来年末までお願いする。
6月19日　けんじゃのいし総会出席
(協)　料金算定システムのメンテナンスを引き受けることはできるか?
⇒ (け)　対応可能。　⇒ (協)　BJ社と再協議後、連絡する。
6月24日　BJ来社　BJ社プログラミング言語も古く、今後ともメンテナンスを引き受けるのであれば、ソフトの全面改定が必要。費用は約10百万円？
7月19日　けんじゃのいし　原社長来社。
7月25日　BJ社⇔けんじゃのいし協議　　2024年末での移管に合意。
11月　7日　けんじゃのいし　原社長来社　料金算定ソフト修正要の説明あり
11月25日　BJ来社　けんじゃのいしとの「著作権譲渡契約書」についての説明あり
（11/22付けでの契約）
2月14日　料金制度検討ワーキンググループ開催

経過措置団地に関する相談対応

1．旧簡易ガス団地の料金体系を液石法の集合料金にあわせたい。
かなりの値上げになりますので、新たに入居された方のみに対象とする場合に供給約款はどのように変更すればよいか。

⇒ 前提として、液石料金も原料費調整制度を行っていない固定単価であればそれに合わせることは不可です。合わせるためには、液石販売料金が原料費調整を行っていることが必要です。

簡易ガスの料金を改定する場合、値上げに対する根拠が必要となる。

自由料金メニューを設けるのは可能だが、一つの団地で供給約款料金を2つにするのは不可。

2．経過措置団地において、固定資産税の減免措置は存続しているか？

⇒ 存続しています。資料送付。

1．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（３）Ｑ＆Ａ（業務編）及び申請書・届出書記載例（業務編）のフォロー

申請書・届出書記載例を令和５年３月に発刊し、支部の求めに応じて、令和５年度の支部講習会において解説を行い、理解していただいた。今後も疑問・質問等に対応していく。

懸案のＱ＆Ａ（業務編）も発刊の準備を行っており、発刊され次第、講習会のテキストとして活用を図る。

Q＆Aの取り進め

4月10日　ガス市場整備室に「序章」修正版送付

4月10日　印刷会社に「序章」「Q&A」仮版を手交し、印刷見本の作成を依頼

5月　8日　ガス市場整備室訪問。新小売担当の河西室長補佐に「Q&A」の早期チェックを依頼。

6月20日　修正版等につきガス市室と打ち合わせ

7月　ガス市場整備室発レター

「ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について」対応

8月7・30日、9月11日　Q＆A協議（局の意見にも対応中）

9月27日　印刷業者と図表イメージについての打ち合わせ

10月23日、11月6・20日　Q＆A協議（局の意見にも対応中）

11月25日　印刷会社と図表イメージについての打ち合わせ

11月27日　最終版をガス市場整備室へ送付

Q＆Aの取り進め

1月 9日　ガス市場整備室との打ち合わせ
2月19日　関東局にて「一の団地」（序章）に係わる事例の打合せ
3月27日　上記の件の「Q＆A」での取扱いにつきガス市室に確認
4月14日　原稿確定。
4月18日　校正作業を経て、校了。
4月30日　完成

２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

（１）グリーンＬＰガス推進官民検討会へのオブザーバー参加、会員事業者への情報提供

グリーンLPガス推進官民検討会

10月21日　第7回（専務・鈴木）　次世代燃料」の取組み（日置室長）、
各PJ進捗報告、
LPGのCNロードマップ（日協）
rDMEの供給（三菱ガス化学）

3月　3日　第8回（専務・鈴木）　官民検討会設置WGでの経過報告
国内外の動向調査
rDME実用化に向けた動向

4月23日　rDME 混合LPガスの実用化検討WG（第1回）

２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

（２）福島県南相馬市におけるコミュニティーガスへの水素混焼実験の進捗状況把握

水素混焼実験

- 7月22日　NEDO成果報告会用のポスター資料入手
 2025年1月現地での燃焼実験を開始目標
- 11月26日　日本ガス協会と情報共有

２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

スマートシティをはじめＺＥＨ・ＺＥＢ等に関する情報を収集するとともに、ＣＮ時代を見据え、分散型エネルギーの代表であるコミュニティーガスの在り方を検討

スマートシティ・ZEB・ZEH

建築物の省エネ性能表示制度告示＆ガイドライン改正案
パブコメ(6/28～7/27)

9月24日　第1回　省エネ基準説明会(WEB)
10月8日　第2回　省エネ基準説明会(WEB)

3．経営基盤の強化

（１）コミュニティーガスの認知度向上

①　住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換継続

②　液石専業事業者に対するガス事業法のコミュニティーガス事業に関する情報提供

③　需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続　⇒　今年度は「お客様クイズキャンペーン」を企画

住宅建築関係団体

- 1月23日　プレハブ建築協会訪問

- 2025年7月2･3日
 ウィズガスCLUB施設見学会（篠宮参加予定）
 建築関係団体9団体＋ウィズガスクラブ6団体

液石専業事業者

認知度向上施策

- クイズキャンペーン実施見送り⇒代替案検討
- ポスター原画　協会HPに掲示

3．経営基盤の強化

（２）コミュニティーガスの需要促進

①　建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報提供

②　会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

③　新たな普及促進につながる情報提供

ガス需要確保と機器販売促進①

3月27日　コラボ作成パンフレット「365日、快適でカーボンニュートラルな暮らし」の購入方法等を協会HPに掲載

4月8日　全国自治体のエネファーム補助金情報を協会HPに掲載

4月9日　コラボ＃2EJ施工＆PR　SWG（篠宮）

4月11日　高効率給湯器補助金に関するHPの更新を通知

4月22日　コラボ＃2EJ説明会SWG（鈴木）

4月23日　日団協需要開発委員会（篠宮）

4月24日　コラボ＃3EJ普及推進WG（鈴木）

5月 9日　コラボ＃3EJ施工＆PR　SWG（篠宮）

5月27日　コラボ＃3EJ説明会SWG（鈴木）

顧客接点強化活動推進支援②

6月 3日　日団協需要開発合同セミナー（ZOOM）
6月 5日　コラボ＃４EJ施工＆PR　SWG（篠宮）
6月10日　コラボ＃３EJ普及推進WG（鈴木）
6月18日　日団協需要開発委員会（鈴木）
7月 4日　コラボ＃４EJ説明会SWG（鈴木）
7月11日　コラボ＃５EJ施工＆PR　SWG（鈴木）
8月 7日　コラボ＃６EJ施工＆PR　SWG（篠宮）
10月 1日　コラボ＃５EJ説明会SWG（鈴木）
10月22日　日団協需要開発委員会・見学会
10月24日　コラボEJ販促WG（鈴木）

顧客接点強化活動推進支援③

11月19日　コラボEJ販促ＷＧ＋デコ活（鈴木）
11月29日　　〃　　＋デコ活（鈴木）
12月12日　拡大EJ普及ＷＧ（鈴木）（環境省デコ活担当者）
12月20日　第15回デコ活応援団会合（ＪＧＫＡ発表）
12月24日　拡大EJ普及ＷＧ（鈴木）
 1月28日　コラボ＃10EJ施工＆PR　SWG（篠宮）
 2月 6日　コジェネシンポジウム（専務・鈴木）
 2月17日　高効率給湯器ワーキング（専務）
 2月21日　エネファームトップセミナー（専務・鈴木）
　〃　コラボ＃11EJ施工＆PR　SWG（篠宮）
 2月27日　LPガスEF普及加速施策検討会（鈴木）

顧客接点強化活動推進支援④

3月14日　デコ活会合にweb参加。ガス機器工業会が発表
3月21日　給湯省エネ2025事業説明会（篠宮）
3月26日　LPガス問題シンポジウム　（篠宮）
3月31日　エネファームパートナーズ会議（鈴木）

新たな普及促進

家をつなぎ、街を創る
コミュニティーガス

2025年度
第1回業務委員会
資料№2-1

rDME 混合 LP ガスの実用化検討 WG　初回会議
議事次第

■日時　：令和 7 年 4 月 23 日（水）　13:30～15:00

■会場　：AP 虎ノ門　11 F　C ルーム　東京都港区西新橋 1-6-15 日本酒造虎ノ門ビル 03(3501)2109

■議事　：以下の通り

13:30　　開会

13:30～13:40　　縄田専務　主旨説明
赤松座長　ご挨拶
日置室長　ご挨拶

13:40～14:35　　発表

① 13:40～13:55　　WG の推進体制・作業・スケジュール等に関する説明＜事務局＞

② 13:55～14:15　　次世代燃料の環境価値認証・移転制度について
＜経済産業省　燃料・供給基盤整備課　長谷川　郁係長＞

③ 14:15～14:35　　グリーン LPG（rDME）の CI 算定フレームワーク検討案
＜Booost 株式会社　植村　哲士様＞

14:35～14:55　　全体質疑応答

14:55～15:00　　事務局連絡

15:00　　閉会

以上

rDME 混合 LP ガスの実用化検討 WG　初回会合　委員名簿

令和7年4月23日

（五十音順･敬称略）

＜座長＞

赤松　史光	大阪大学　大学院　工学研究室　機械工学専攻　燃焼工学講座　教授

＜委員＞

荒畑　誠	（一社）日本ＤＭＥ協会　理事・グリーンＬＰガス対応部会幹事
笹川　崇志	日本ＬＰガス協会　品質部会　部会長／岩谷産業（株）エネルギー本部 調達部長（甲斐　陽一（同　品質部会　副部会長）　代理出席）
宍戸　孝行	(一社) 全国ＬＰガス協会　保安・業務グループ　グループマネージャー
島村　剛史	ＥＮＥＯＳグローブエナジー（株）　販売企画本部　副本部長
鍋嶋　康成	（一財）日本ガス機器検査協会　検査認証事業部　認証技術部　部長
縄田　俊之	日本ＬＰガス協会　専務理事
服部　秀司	（株）サイサン　常務取締役
日置　純子	経済産業省 資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室長
深澤　愼一	三菱ガス化学（株）　グリーン・エネルギー＆ケミカル事業部門 Ｃ１ケミカルグループ　有機化学品グループマネージャー
松本　祥光	（一社）日本ガス石油機器工業会　事務局 ガス機器技術担当マネージャー （清水　義則（同　事務局長　技術グループマネージャー）　代理出席）
村田　浩幸	日本ＬＰガス協会　事務局長
籔内　雅幸	（一社）日本コミュニティーガス協会　専務理事

＜発表者＞

長谷川　郁	経済産業省 資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料供給基盤整備課　係長
植村　哲士	Booost（株）　Future Design 本部　ドメインエキスパート部

以 上

2025年度
第1回業務委員会
資料№2-2

rDME混合LPガスの実用化検討WG
キックオフ資料

2025年4月23日

日本LPガス協会

JLPGA
日本LPガス協会
Japan LP Gas Association

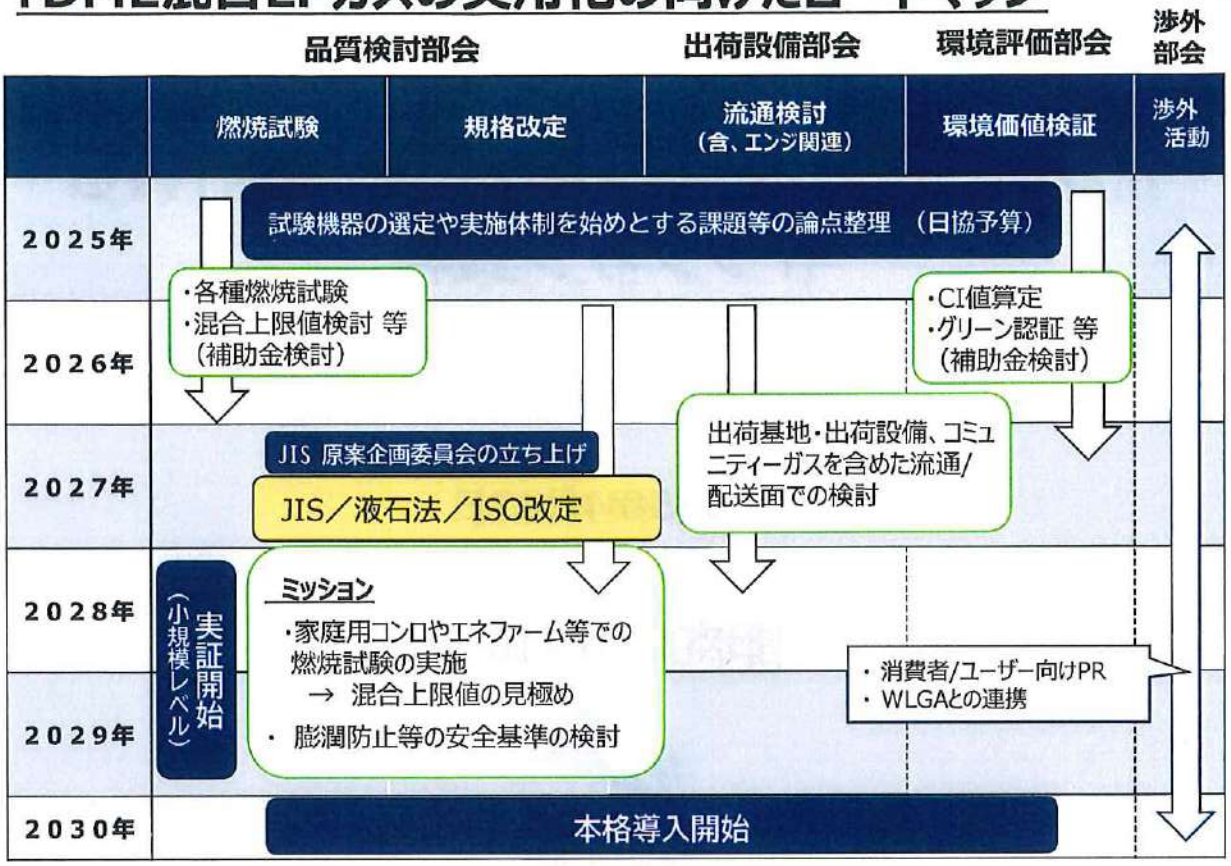
「rDME混合LPガスの実用化検討WG」推進体制

座長	作業部会名	ミッション	協力団体等
大阪大学大学院 工学研究科 赤松史光 教授	品質検討部会	燃料電池や家庭用コンロ等の燃焼機器による燃焼試験の実施による混合割合の上限値の設定	日本ガス機器検査協会（JIA）
		ゴム配管の膨潤対策を始めとする安全対策の確認およびや安全基準作り	
		JIS / 液石法 / ISO改定	
	出荷設備部会	出荷基地・設備面での対応検討	エンジ会社 三菱ガス化学
		コミュニティーガスを含めた流通・配送面の検討	
	環境評価部会	国際基準に基づいたrDMEの炭素強度（CI値）の算出をベースとした環境価値作り	コンサル会社 三菱ガス化学
	渉外部会	消費者・ユーザー向けPR、世界リキッドガス協会との連携	

WG構成メンバー

LPガス関係事業者団体	日本LPガス協会、全国LPガス協会、日本コミュニティーガス協会
LPガス機器等関係団体	日本ガス石油機器工業会、JIA、GHPコンソーシアム、日本DME協会
民間企業	三菱ガス化学、サイサン、ENEOSグローブエナジー
関係省庁	経済産業省

rDME混合LPガスの実用化の向けたロードマップ



rDME混合LPガスの導入検討における主要課題の整理

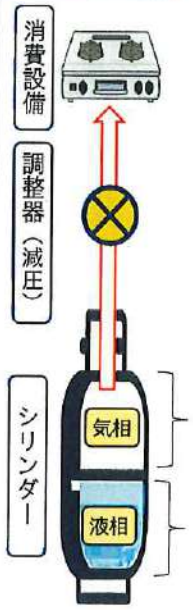
課 題	検討事項	備 考
管理的側面		
試験期間の確保	JIS改定までの準備期間（2年間）の妥当性	ISO改定の動向を踏まえた作業迅速化を検討（過去のDME調査結果の活用による短期化等）。
予算措置	試験予算の明確化と政府の補助金を含めた予算措置	過去同様の調査において高額費用の実績有り。
技術的側面		
液相状態での混合上限値の設置	混合気での燃焼上限値を見極めた上での、残量が少ない液相レベルでの混合上限値の設定	3年毎に交換するシリンダーと異なるバルク（20年間残液）の対応も要検討。
ゴム配管等の膨潤・腐食対策	経済産業省や日本エルピーガスプラント協会（JLPA）等との協力による、検討体制・推進方法の検討（燃焼試験と並行して）	供給設備側の管理責任のみならず、消費者側設備の安全確保にも留意。
連携的側面		
学術的知見の活用	上限値の見極めに際し、DMEの化学特性等に関する学術的観点からの検証、助言の確保	有識者を選定。
消費者・他業界等との連携	JIS改定に向けた取組等、前広に消費者団体等への事前広報活動の実施方法	自動調理器やFC等日本製ガス機器の特異性をWLGAと共有。
関連法規		
関係法令等の洗い出し	JIS、液化石ガス法等に加え改定が必要となる関係する法令等の洗い出し	高圧ガス保安法、計量法（ガスメーター）

参考）LPガスのCN化に向けた混合原料としてのrDME選択理由

（2025年3月3日官民検報告資料）

他のCN燃料を高濃度で混合し、家庭用燃焼器等で利用する場合の主な問題点

メタノール	沸点が高く（65℃）、**常温では液体**であるため、 ・LPガスシリンダー（ボンベ）内では大半が**自然気化しない**。 （家庭用LPガスはシリンダー上部からの自然気化ガスを利用） ・シリンダー内で**分離・沈殿**する。
アンモニア	沸点はプロパン並み（－33℃）、LPガスと容易に混合するが、 ・着火時や不完全燃焼時に**強い毒性を有するガスが発生**する。 ・燃焼時に**NoxやN₂O**などの有害物質が生成・排出される。 ・LPガスに比して**蒸気圧が高く**、気化ガスの組成が不安定になる。 **金属材料に対して腐食性があり**、燃焼器具のみならず、ガス供給設備の劣化を引き起こす可能性がある。
両者共通	プロパン比での体積当たりの熱量が６分の１程度と低く（約4,000Kcal/㎥）、燃焼器具の大幅な調整や改造が必要となる。
水　素	加圧・液状でのLPガスシリンダー内で、液状での混合は不可。



DMEは沸点もLPガスに近く（－25℃）、シリンダー内で容易に気化することに加え、体積当たりの熱量も比較的高く（約７割）、LPガスへの混合燃料としては最適。